

甲州市社会福祉協議会訪問介護事業所  
居宅介護及び同行援護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会が設置する甲州市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護及び指定同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護等事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対するその意思及び人格を尊重した居宅介護等事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 居宅介護等事業の実施にあたっては、利用者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 居宅介護等事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
  - 5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、居宅介護等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 甲州市社会福祉協議会訪問介護事業所
- (2) 所在地 山梨県甲州市勝沼町休息1867番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等事業の実施について、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上(常勤職員)

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を配慮し、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」という。)を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定同行援護にあつては「同行援護計画書」という。)を作成し、利用者等にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、同行援護計画書を交付する。

(イ) 居宅介護計画、同行援護計画(以下、「居宅介護計画」という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する居宅介護等事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 従業者 5名以上(常勤職員2名以上、非常勤職員3名以上)

従業者は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等事業の提供にあたる。

(4) 事務職員 事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあたっては、第1項の第3号及び第4号に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(居宅介護等事業を提供する主たる対象者)

第6条 指定居宅介護事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害のある児童）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- (5) 難病患者等

指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 視覚障害を有する身体障害者（18歳未満のものを除く）
- (2) 視覚障害を有する障害児（18歳未満の身体に障害のある児童のみ）

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - (ア) 食事の介護
  - (イ) 排泄の介護
  - (ウ) 衣類着脱の介護
  - (エ) 入浴の介護
  - (オ) 身体の清拭、洗髪
  - (カ) 通院等介助（本条第3号の事業として実施する通信等のための乗車又は降車の介助を除く。）
  - (キ) その他必用な身体の介護
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助  
通院等の介助については、事業所の従業者が自ら運転して通院等を支援する。
- (4) 家事援助に関する内容
  - (ア) 調理
  - (イ) 衣類の洗濯、補修
  - (ウ) 居住等の掃除、整理整頓
  - (エ) 生活必需品の買い物
  - (オ) 関係機関との連絡
  - (カ) その他必用な家事
- (5) 同行援護に関する内容

- (ア) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
  - (イ) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
  - (ウ) 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (6) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜及び本条第 2 号から第 6 5 号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言等

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第 8 条 居宅介護等事業を提供した際には、利用者等から当該居宅介護等事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行なわない居宅介護等事業を提供した際は、利用者等から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。
- 3 第 1 1 条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、やむをえず事業所の自動車を使用したときは、実費を徴収する場合がある。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者等に対して交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 9 条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施

設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、甲州市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 現に居宅介護等事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 居宅介護等事業の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 居宅介護等事業の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償をするものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した居宅介護等事業に関する利用者等からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した居宅介護等事業に関し、法第10条第1項又は法第48条第1項の規定により市町村が、また法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により山梨県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設置若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は山梨県知事が行う調査に協力するとともに、市町村又は山梨県知事及び市長村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令等を遵守し、適性に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(個人情報の提供に関する事項)

- 第14条 利用者等から取得した個人情報は、事業所の業務ならびにサービスを適切に行うために必要な範囲内で利用し、また、利用者等の同意を得ないで利用目的の範囲を超えて取り扱わないこととする。
- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報の利用及び提供を行う場合は、書面又はこれに代わる方法により利用者等に通知し、同意を得たうえで行うものとする。
  - 3 利用者等の個人情報を適切に保管し、あらかじめ利用者等に同意を得ることなく第三者に提供することはしないこととする。ただし、法令に基づく場合や生命、身体の保護のために必要がある場合等、利用者等の同意を得ることが困難な場合を除くものとする。

(虐待の防止)

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
  - (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(掲示)

- 第16条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する居宅介護等事業の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等事業を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、居宅介護等事業の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人甲州市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 甲州市社会福祉社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。